

群馬大学理工学部教授会規程

平成 25. 4. 1 制定

改正 平成 26. 4. 1 平成 27. 4. 1

令和 3. 4. 1

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、群馬大学教授会規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づき、群馬大学理工学部教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組 織)

第 2 条 教授会の構成員は、理工学府の主担当を命ぜられた教授をもって組織する。

(審議事項)

第 3 条 教授会は、群馬大学教授会規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の事項について審議する。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 大学教員の教育研究業績等の審査に関する事項
- (4) 群馬大学学則第 50 条第 3 号に規定する除籍に関する事項

2 前項に掲げるもののほか、群馬大学教授会規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、次の事項を審議する。

- (1) 学部の教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の懲戒に関する事項
- (3) 学部に係る規程等の制定及び改廃に関する事項
- (4) その他学部の教育研究に関する事項

(議 長)

第 4 条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 議長に事故あるときは、副理工学部長又はあらかじめ学部長の指名した教授がその職務を代行する。

(会議の開催)

第 5 条 教授会は、原則として毎月 1 回定期的に開催する。

2 議長が必要と認めたときは、教授会を臨時に招集することができる。

(議題の通知)

第 6 条 議長は、教授会招集に先立ち、あらかじめ議題を全構成員に通知する。

(会議の成立)

第7条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。ただし、海外旅行中及び休職中の構成員はこの数に算入しない。

(議決の方法)

第8条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3条第1項第2号の議事は、出席した構成員の3分の2以上の賛成によって決する。

(構成員以外の者の出席)

第9条 教授会が必要と認めたときは、構成員以外の理工学部及び理工学府の教職員を出席させることができる。ただし、議決に加えない。

(事務)

第10条 教授会の事務は、副事務長及び庶務係において処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日以前入学者に係る審議については、授業を担当する情報学部教員を構成員に加えることができる。